

# ●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

## 法律の概要

※赤字: 令和2年6月19日施行 青字: 令和3年4月1日施行

### 1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設 (※ スロープ板の適切な操作、明るさの確保等)
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト(旅客支援、情報提供等)の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設(宿泊施設・飲食店等)の情報提供を促進

### 2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

#### (1) 優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

#### (2) 市町村等による「心のバリアフリー」の推進 (学校教育との連携等) (主務大臣に文科大臣を追加)

- 目的規定、国の基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 市町村が定める基本構想に記載する事業メニューとして、心のバリアフリー関連事業である「教育啓発特定事業」を追加
- 教育啓発特定事業を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助 (※予算関連)

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

### 3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

# 公共交通移動等円滑化基準省令の一部改正について

## (公共交通事業者等のソフト基準遵守義務の創設)

○公共交通事業者等に対し、旅客施設・車両等の新設等の場合のハード基準への適合義務に加え、役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の遵守義務を課すこととしている(令和2年5月法改正、令和3年4月全面施行)

### ソフト基準の対象

義務	ハード基準適合維持義務(法第8条第2項)が課されている、 <b>新設等された旅客施設・車両等</b> (平成14年5月15日の旧交通バリアフリー法施行以降に新設・大規模改良又は新規供用されたものが対象)
努力義務	ハード基準適合の努力義務(法第8条第3項)が課されている、 <b>既存の旅客施設・車両等</b>

### ハード基準とソフト基準の関係

○**ハード基準**は、障害当事者が公共交通機関を円滑に利用するための必要最低限の義務として、以下のとおり規定。

- ・バリアフリー設備を設置すること(例:○○においては、○○を備え付けなければならない)
- ・バリアフリーとして機能させるために必要最低限の構造の諸元(例:○○の幅は、○cmでなければならない)



駅ホームにおけるスロープ板設置の例

○**ソフト基準**は、ハード基準のバリアフリー設備の機能が十分に発揮されるよう、設備の目的に合わせて以下のとおり規定。

- ①職員等がバリアフリー設備を用いて、役務の提供を行うこと(例:乗降用のスロープ板等)
- ②バリアフリー設備それ自体を用いて、運行情報の提供や照度の確保などの役務の提供を行うこと(例:運行情報提供設備、照明設備等)
- ③バリアフリー設備を用いた役務の提供が行われるよう、体制を確保すること



路線バスにおける役務提供  
(スロープ設置・介助)の例



階段脇の位置を  
わかりやすく示す照明の例

# (例)鉄軌道駅におけるソフト基準

## ○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

**ハード基準(既存) : プラットホーム**  
車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある段差又は隙間がある場合は、**渡り板等**を設置すること。



**ソフト基準(新規)**  
ハード基準に基づき渡り板等が設けられた場合は、**当該渡り板等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**

## ○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

**ハード基準(既存) : 乗車券等販売所、案内所**  
筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

**ソフト基準(新規)**  
聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : 照明設備**  
照明設備を設けること。

**ソフト基準(新規)**  
照明設備を用いて、十分な**照度**を確保すること。

**ハード基準(既存) : ホームドア**  
ホームドアを設置すること。(構造上困難な場合を除く。)

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : 運行情報提供設備**  
運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。

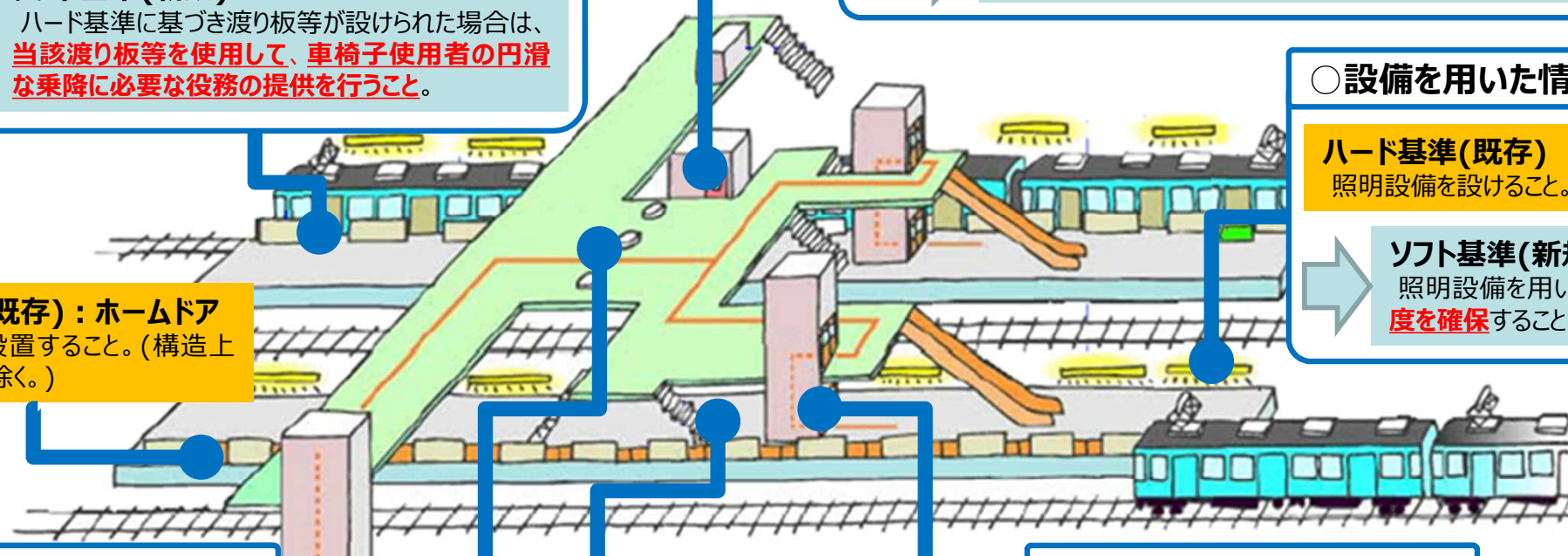


**ソフト基準(新規)**  
ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備**を使用して、**運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : エレベーター**  
かごの昇降方向、戸の開閉等を**音声**により知らせる設備を設置すること。

**ソフト基準(新規)**  
ハード基準に基づき設置された設備を用いて、かごの昇降方向、戸の閉鎖等を**音**により知らせること。



# (例)バスにおけるソフト基準

## ○職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供

**ハード基準(既存) : 意思疎通を図るための設備**  
 筆記用具を備え、筆記用具があることを表示すること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 聴覚障害者からの求めに応じ、**筆記用具を使用すること。**

## ○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

**ハード基準(既存) : 乗降用設備**  
 ・車椅子スペースを1以上確保  
 ・車椅子スペースには、車椅子固定用装置を設けること 等

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**車椅子固定用装置を用いて、必要な役務の提供を行うこと。**

## ○設備を用いた情報提供等

**ハード基準(既存) : 運行情報提供設備**  
 ・車両の前面、左側面、後方に**行先表示**を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**行先表示器を使用して、行先に関する情報を提供すること。**

**ハード基準(既存) : 乗降口**  
 乗降口の有効幅が80cm以上

**ハード基準(既存) :**  
 ・床面の高さは65cm以下  
 ・床面は滑りにくい仕上げ

## ○設備を用いた情報提供等

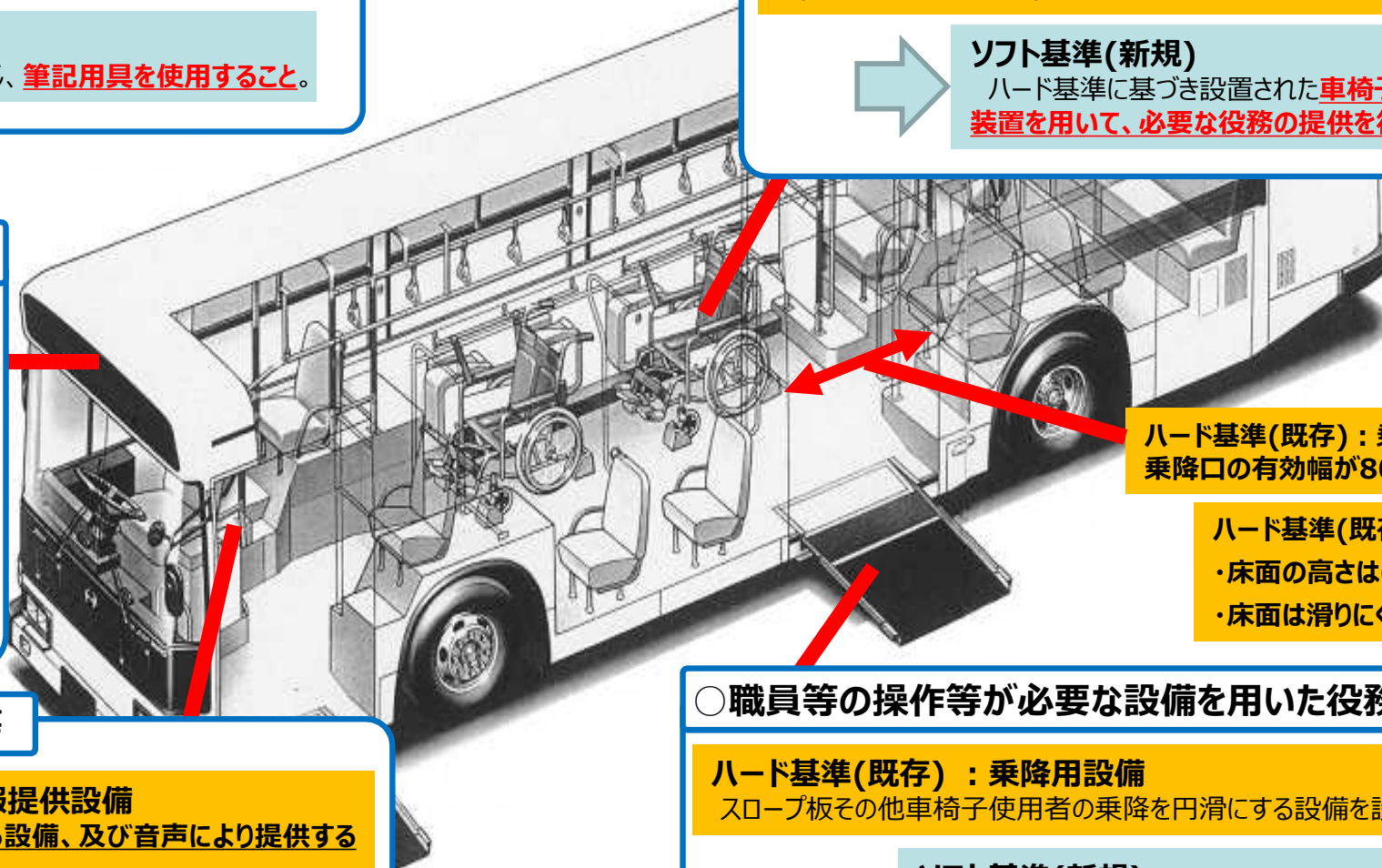
**ハード基準(既存) : 運行情報提供設備**  
 ・運行情報を文字等により表示する設備、及び音声により提供する設備を設置すること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**運行情報提供設備を使用して、運行情報を文字等及び音声により提供すること。**

## ○職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供

**ハード基準(既存) : 乗降用設備**  
 スロープ板その他車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を設けること。

➡ **ソフト基準(新規)**  
 ハード基準に基づき設置された**スロープ等を使用して、車椅子使用者の円滑な乗降に必要な役務の提供を行うこと。**



# バリアフリー法施行規則の一部改正について

(国民に向けた広報啓発の取組推進:優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進)

- 法律において、①国・②地方公共団体・③国民・④施設設置管理者の責務等として、「車両等の優先席、車椅子使用者用駐車施設等、障害者用トイレ等(高齢者障害者等用施設等)の適正な利用の推進」を追加
- また、法律において、公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加
- 令和3年4月の改正バリアフリー法全面施行に向け、適正利用の対象となる「高齢者障害者等用施設等」の具体的内容をバリアフリー法施行規則で位置付け

## 対象施設 (バリアフリー法施行規則において規定)



(障害者用トイレ)



(旅客施設の  
エレベーター)



(旅客施設・車両等の  
優先席)



(車椅子使用者用  
駐車施設等)



(車両等の車椅子スペース)

## 施設設置管理者が講ずべき具体的措置 (努力義務の対象となる広報啓発活動)

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

# 市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携)

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針(マスタープラン※)の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加  
 ※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの(具体の事業の位置づけは不要)
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして心のバリアフリーに関する「**教育啓発特定事業**」を追加(市町村・施設設置管理者が事業主体)
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

## 基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業)を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

## 現在の特定事業(例)

### 公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



### 道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



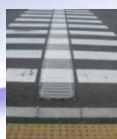
### 建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



### 交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



## 教育啓発特定事業(例)

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施 等



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験



当事者講師によるセミナー

# バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設(旅客特定車両停留施設)を追加

## 公共交通事業者等

※その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象



鉄道事業者



軌道経営者



路線バス事業者(定期運行)

車椅子対応型の  
車両を導入する際  
に、ハードの基準  
適合を義務付け



貸切バス事業者



タクシー事業者



一般旅客定期航路事業者



旅客不定期航路事業者  
(遊覧船等)



本邦航空運送事業者



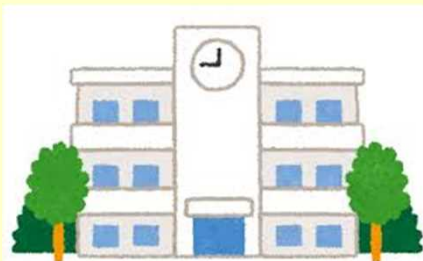
航空旅客ターミナル管理者

## 建築物

特別特定建築物(2,000㎡以上)  
(特別支援学校、病院、店舗、ホテル等)



特別特定建築物に公立小中学校を追加



## 道路

特定道路  
(移動等円滑化が特に必要な道路を国土交通大臣が指定)



旅客特定車両停留施設  
(バス等の旅客の乗降のための道路施設)



## 公園施設

特定公園施設  
(都市公園内の園路、広場、休憩所、駐車場、便所等)

## 路外駐車場

特定路外駐車場  
(500㎡以上の駐車料金を徴収する路外駐車場)

# バリアフリー基本方針改正の概要 (法改正関係)

---

総合政策局  
安心生活政策課



## 一. 移動等円滑化の意義及び目標

(省略)

## 二. 施設設置管理者が講ずべき措置

### ○移動等円滑化に関する協議への応諾義務

- ・新たに公共交通事業者等に対し設けられた、移動等円滑化に関する協議への応諾義務について、関係者との積極的な連絡調整・建設的な議論の重要性を記載

### ○適切な役務の提供

- ・新たに公共交通事業者等に対し遵守義務が設けられた、役務の提供の方法に関する基準（ソフト基準）に関連し、公共交通事業者等に求められる措置（マニュアル作成や教育訓練を通じた対応方法習得、体制確保等）を記載

### ○高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

- ・新たに施設設置管理者による広報・啓発活動の努力義務が設けられた、優先席・車椅子利用者用駐車施設等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用について、施設設置管理者に求められる措置（職員等関係者への周知、ポスターの掲示や車内放送による呼びかけ、適正利用が必要な施設である旨の表示等）を記載

## 三. 移動等円滑化促進方針の指針

### ○移動等円滑化促進地区の要件

- ・マスタープランの対象区域である移動等円滑化促進地区の要件について、
  - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
  - ・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

## 四. 基本構想の指針

### ○重点整備地区の要件

- ・基本構想の対象区域である重点整備地区の要件について、
  - ・地区全体の面積がおおむね400ha未満の地区であること
  - ・生活関連施設のうち旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものが所在することという要件を削除

## 五. 移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保

### ○高齢者障害者等用施設等の適正な利用の基本的考え方

- ・国民に対し、高齢者、障害者等による高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる、適正な配慮を行う責務が課されたことを受け、高齢者障害者等用施設等の類型ごとに、適正な利用に係る基本的な考え方を提示
- 法律上対象となる**便所又は便房**が設置された施設又は車両等の利用者(**高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。**)は、近傍の一般の便所又は便房の利用が困難な場合その他のやむを得ない場合を除き、可能な限り、当該便所又は便房の**利用を控え**、又は高齢者、障害者等に**譲る**等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
- 法律上対象となる**駐車施設又は停車施設**が設置された施設の利用者(**車椅子使用者その他の障害者等を除く。**)は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の**利用を控え**、又は車椅子使用者その他の障害者に**譲る**等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
- 法律上対象となる**エレベーター**が設置された旅客施設又は旅客特定車両停留施設の利用者(**高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。**)は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該エレベーターの**利用を譲る**等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
- 法律上対象となる**車両等の車椅子スペース**が設置された車両等の利用者(**車椅子使用者及びベビーカーを使用する者を除く。**)は、車椅子使用者に当該車椅子スペースの**利用を譲る**等、適正な配慮をするよう努めなければならない。
- 法律上対象となる**車両等の優先席又は基準適合客席**が設置された旅客施設、旅客特定車両停留施設又は車両等の利用者(**高齢者、障害者等及び乳幼児を同伴する者を除く。**)は、体調不良その他のやむを得ない場合を除き、高齢者、障害者等に当該優先席又は基準適合客席の**利用を譲る**等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

# ハードソフト取組計画について

---

総合政策局  
安心生活政策課

## ○「公共交通事業者等の判断の基準」の一部改正 (ハード・ソフト取組計画の記載事項の追加)

### 「一 公共交通事業者等が達成すべき目標」の追加

#### 【ソフト基準関係】

- ・ハード基準に適合した旅客施設及び車両等について、その機能を適切に維持する。
- ・施設及び設備等を適切に使用すること等により、移動等円滑化のために必要な役務を可能な限り提供する。
- ・施設及び設備等を適切に使用して役務を提供できるよう、継続的な教育訓練を行う。

#### 【高齢者障害者等用施設等の適正利用関係】

- ・利用者に対し適正な利用を促すために必要な広報啓発活動を可能な限り実施する。

### 「二 移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置」の追加

#### 【ソフト基準関係】

- ・ハード基準に適合した旅客施設及び車両等について、設置時と同等の機能を維持するため、定期的な点検等の必要な措置を講ずる。
- ・新設旅客施設等に加え、既存の旅客施設等についてもソフト基準の遵守に努める。
- ・ソフト基準遵守のため、マニュアルの作成、教育訓練の実施、体制の確保等の措置に努める。

#### 【高齢者障害者等用施設等の適正利用関係】

- ・適正利用の促進のため、啓発キャンペーンへの参加（ポスター掲示等）、放送等を通じた利用者への周知、職員への周知、一般利用者への声かけ等の措置に努める。

### 「三 目標を達成するために併せて講ずべき措置」の追加

#### 【協議応諾義務関係】

- ・他の公共交通事業者等から協議を求められた際は、誠実に対応し、建設的な議論を行うことが望ましい。

## ○ハード・ソフト取組計画様式の改正

### 第一号様式(ハード・ソフト取組計画書関係)

### 第二号～第十三号様式(ハード・ソフト取組報告書関係)

・下記を記載事項に追加。

- 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置 (ソフト基準関係)
- 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報・啓発活動

(高齢者障害者等用施設等の適正利用関係)

### 第十一号・第二十三号様式(旅客船ターミナル関係)

移動等円滑化の達成状況の欄について、「案内設備の設置の有無」に関する記入欄を追加

(整備目標の追加に対応)

### 全ての様式

新たに「公表方法」に関する記入欄を追加

### 令和3年度取組計画書・令和2年度報告書等の取扱いについて

- ・令和3年度移動等円滑化取組計画書及び令和2年度移動等円滑化取組報告書、令和2年度移動等円滑化実績等報告書においては、新様式にて提出すること。(令和3年6月末提出〆切)
- ・既に提出、公表されている令和2年度移動等円滑化取組計画書については、新様式への修正、更新は不要。
- ・令和2年度移動等円滑化取組報告書に新たに追加される I (1)② (ソフト基準関係)、⑥ (高齢者障害者等用施設等の適正利用関係) については、根拠となる改正条文が令和3年4月1日施行のため、未記載でもかまわない。